

遊興とは？

警察庁風営解釈運用基準(H14.1.22)より抜粋

第23 深夜における飲食店営業の規制等について(法第32条関係)

3 深夜遊興の禁止

(1)「遊興をさせる」とは、文字どおり遊び興じさせることであるが、法第32条第1項第2号により規制対象となるのは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合である。

(2)具体的には、次に掲げる行為が「客に遊興させること」に当たる。

不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興行等を見せる行為

生バンドの演奏等を客に聞かせる行為

のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為

(3)カラオケの使用等については、スポットライト、ステージ、ビデオモニター又は譜面台等の舞台装置を設けて不特定の客に使用させる行為、不特定の客に歌うことを勧奨する行為、不特定の客の歌をほめそやす行為等が「客に遊興させること」に当たるが、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合に、マイクや歌詞カードを手渡し、又はカラオケ装置を作動させる行為等はこれに当たらない。